

お祝い お悔やみ（敬称略）

4月6日～4月20日届け出

○お誕生おめでとう（ ）は保護者

（盛町）	見世陽鞠（晶史）	下館下
（末崎町）	村上茉依（健）	平林
	尾崎芽依（祐一）	西館
（赤崎町）	森暖季（拓真）	諏訪前
	及川和（岳太）	諏訪前
（三陸町綾里）	熊谷海玖（昌征）	白浜
（三陸町越喜来）	刈谷凧（開）	仲崎浜
（三陸町吉浜）	東稜晟（裕也）	扇洞

○お悔やみ申し上げます

（盛町）	佐藤克（59）	下館下
	吉田雅博（69）	下館下
（大船渡町）	清水富子（89）	野々田
	西山秀子（88）	永沢
	永澤トシ子（83）	永沢
	今野篤平（86）	明神前
	新沼信雄（84）	宮ノ前
（末崎町）	濱守正一（90）	門之浜
	武田善吉（80）	作沢
	高橋将太（35）	神坂
	熊谷仲子（87）	峯岸
	近藤 稷（79）	小細浦
（赤崎町）	石橋力（89）	宮野
	大澤正明（85）	外口
	三浦賢一（82）	大洞
（猪川町）	石川トキ（86）	久名畑
	吉田ハマ子（86）	長谷堂
	川畑富壽子（82）	富岡
	板垣房子（94）	下権現堂
（立根町）	千葉悦郎（80）	沼田
	伊藤ヒデ（79）	細野
	渡邊節子（82）	宮田
（日頃市町）	川内利記（32）	川内
	佐藤ウシヘ（89）	坂本沢
	櫻田淳一（59）	上板用
（三陸町綾里）	山崎達之輔（79）	岩崎
（三陸町越喜来）	及川睦雄（91）	杉下
	村上イサミ（91）	井戸洞
（三陸町吉浜）	小原英（81）	扇洞

出張年金相談 お気軽にご相談を

▷期日＝6月23日（木）

▷時間＝午前10時30分～午後3時30分

▷会場＝市役所本庁議員控室

▷申込方法＝①氏名、②生年月日、③住所、④基礎年金番号、⑤連絡先の電話番号、⑥主な相談内容を連絡ください。

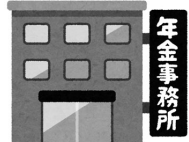
※基礎年金番号は、年金手帳、年金証書などに記載されています。

▷申込期間＝5月23日（月）～6月22日（水）

▷定員＝15人※定員になり次第締め切り

▷申し込み・問い合わせ先

一関年金事務所（☎0191㉔4246）



障害者相談員を紹介します

身体障がい・知的障がいに関する悩みを聞いたり、福祉サービスの相談や手帳の取得などについて助言をします。気軽にご相談ください。

なお、相談内容の秘密は守られます。

■身体障害者相談員（順不同）

- ・鴨野美枝子さん（盛町／☎㉔1300）
- ・古水健吾さん（立根町／☎080-1804-7063）
- ・水野守さん（猪川町／☎㉔2558）
- ・五嶋ミツ子さん（赤崎町／☎㉔3502）
- ・鈴木実さん（猪川町／☎㉔㉔6158）
- ・千葉源治さん（赤崎町／☎㉔4841）
- ・村上精志さん（日頃市町／☎㉔2090）

■知的障害者相談員（順不同）

- ・村上美江さん（末崎町／☎㉔293310）
- ・吉田富美子さん（盛町／☎㉔2134※勤務先）

▷問い合わせ先

地域福祉課障害福祉係（☎内線187）

シカ防護網の申込受付は 11月頃実施します

例年、実施しているシカ防護網の申込受付については、本年は11月頃の1回のみ実施予定です。申込受付の開始は別途広報大船渡でお知らせします。

▷問い合わせ先＝農林課林業係（☎内線338）



簡易水道事業に係る訴訟の 第1回口頭弁論が行われました

市は、市の元職員亙理義政と2業者（大槻明、㈱佐々忠）に対し、簡易水道事業委託業務に関して架空請求および水増し請求により被った損害の賠償などを求める訴訟を提起していましたが、4月14日、盛岡地方裁判所で第1回口頭弁論が行われましたので、概要をお知らせします。

当日は、訴状の陳述が行われた後、各被告が提出した答弁書の陳述が行われました。原告である市の主張（請求）と、被告ごとの主張（答弁）の主な内容は次のとおりです。

▷問い合わせ先

総務課行政文書係（☎内線234、235）

■訴訟①（被告：亙理義政）

請求	被告が市に対し24,436,000円と遅延損害金を支払うこと。	
答弁	亙理義政	原告の主張をおおむね認めるが、支払いができない状況である。

■訴訟②（被告：大槻明および亙理義政）

請求	被告らが市に対し、連帯して49,749,060円と遅延損害金を支払うこと。	
答弁	大槻明	原告の主張については、争う。原告の証拠を入手後に認否を主張する予定である。
	亙理義政	原告の主張の自らに関する部分はおおむね認めるが、支払いができない状況である。

■訴訟③（被告：㈱佐々忠および亙理義政）

請求	被告らが市に対し、連帯して49,010,709円と遅延損害金を支払うこと。	
答弁	㈱佐々忠	原告の主張については、否認ないし争う。原告から証拠の開示を受けてから詳細な主張を行う。
	亙理義政	原告の主張の自らに関する部分はおおむね認めるが、支払いができない状況である。

安全な自転車利用のために 必ず交通ルールを確認しましょう

スローガン 「自転車も ルールを守る ドライバー」

5月1日～5月31日は、「自転車の安全利用推進期間」です。手軽な乗り物である自転車も、自動車やバイクと同じ「車両」です。整備をしっかりと行い、傘さし運転、携帯電話やヘッドホンを使用しながらの運転は絶対にやめ、交通ルールを守って正しく利用しましょう。

また、自転車における右側路側帯の通行は原則禁止されていますので、路側帯は左側を通行するように心掛けましょう。

▷問い合わせ先

市民環境課生活安全係（☎内線127）



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用